

■美味しまね認証上位基準

【畜産物共通：鶏卵・肉用鶏・肥育牛・生乳・肉用豚】

県産品認証制度を活用しようとする生産者は、常に消費者に安全で安心な畜産物を提供することを考えながら、以下に掲げる認証基準に基づく各項目について、まじめに、また正直に取り組むものとする。

※この基準書は、一般財団法人日本GAP協会発行の「JGAP農場用 管理点と適合基準 家畜・畜産物2017」を引用し、一部改変して作成しています。

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
1 経営の基本	1.1.1	適用範囲	下記の適用範囲に関する最新情報を文書化している。 ①農場(農場名、所在地、連絡先) ②品目および商品(出荷する家畜、生乳、鶏卵) ③生産工程カテゴリー ④倉庫・保管庫(動物用医薬品・農薬・飼料等の資材、肥料、燃料、機具・機械等の保管場所) ⑤畜舎(施設名、所在地、床面積、収容頭羽数) ⑥畜産物取扱い施設(施設名、所在地、取扱い品目、搾乳方式、搾乳頭数、選別方式、保管可能数量等) ⑦家畜の死体の保管場所 ⑧家畜排せつ物の管理施設(施設名、所在地、床面積、処理方法) ⑨外部委託先(名称、委託工程、所在地、連絡先)	これらは審査の申込書に含めて管理すると効率的である。 ②は「安全で美味しい島根の県産品認証制度実施要領」の様式別添「品目名一覧(農産物・畜産物・林産物)」を参照。 ③生産工程カテゴリーは、自分の農場が適用する生産工程(自給飼料生産工程、飼養工程および畜産物取扱い工程)の範囲のことである。 ⑥畜産物取扱い施設に関し、生乳については集乳車への出荷まで、鶏卵については選別包装施設(GPセンター)への出荷までを適用範囲としている。 ⑦家畜の死体の保管場所については、家畜伝染病予防法第12条の3に基づく「飼養衛生管理基準」の「IV野生動物等からの病原体の侵入防止」中「家畜(家さん)の死体の保管場所」に関する項参照。
		施設等の地図	施設、草地等の地図がある。地図には周辺の状況を記載している。	
		農場管理の仕組みの文書化	県産品認証制度が求める農場管理をどのように実施するかについての手順等を文書化している。	詳細なやり方を別文書にする場合には、その文書名を明記してつながりがわかるようにする。
	1.2.経営者の責任	1.2.1	責任および権限	①下記の責任者を確認できる組織図がある。 1)経営者 2)経営者農場の責任農場の責任者(経営者または経営者から農場管理を委任された者) 3)商品管理の責任者(出荷する家畜・生乳・鶏卵に関する食品安全および商品の異常・苦情対応に責任を有する者) 4)飼料生産・管理の責任者(飼料および飼料添加物の品質管理に責任を有する者) 5)飼養管理の責任者(家畜衛生、アニマルウェルフェア、動物用医薬品、注射針の管理に責任を有する者) 6)廃棄物等処理の責任者(家畜の死体・排せつ物、敷料、動物用医薬品等の廃棄物等処理および環境問題の苦情対応に責任を有する者) 7)労働安全の責任者(作業中のけが、事故の発生を抑制することに責任を有する者) 8)労務管理の責任者(農場内部の職場環境、福祉および労働条件(労働時間、休憩、休日、賃金等)に責任を有する者) ②経営者は、上記の責任者に必要な権限を付与し、この基準書のどの管理点を担当させるか明確にしている。 ③経営者は、農場内に上記の責任者を周知している。

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
	1.2.2	方針・目的	①経営者は、農場運営の方針・目的を文書化している。方針・目的には、家畜衛生、食品安全、労働安全、人権・福祉、環境保全、アニマルウェルフェアに関する法令の遵守および農場管理の継続的改善を含む。 ②経営者は、上記の方針・目的を農場内に周知している。	例えば、方針書に経営者が署名して、作業者の見えるところに掲示する等がある。
	1.2.3	自己点検の実施	①県産品認証制度を十分に理解した者による自己点検を年1回以上実施したことが記録でわかる。 ②自己点検の結果、不適合だった項目を改善している。また、そのことが記録でわかる。	例えば、下記の方法がある。 ・すでに認証を取得している農場の責任者が行う。 ・県産品認証制度の指導に携わる者と共同で行う。 ・県産品認証制度の指導に携わる者による十分な指導のもとで農場の責任者が行う
	1.2.4	経営者による見直し	①経営者は、年1回以上、自己点検の結果を把握し、農場管理の仕組みの有効性を見直し、必要に応じて該当する責任者へ改善を指示している。 ②上記の見直しの結果および該当する責任者への改善指示を記録している。	例えば、「経営者による見直し記録」としてまとめる。
1.3.計画および実績評価	1.3.1	商品の生産計画	農場の責任者は下記の項目を含む生産計画を立て文書化している。 ①作業内容および作業頻度 ②商品ごとの生産見込量 ③生産性等に関する目標	②例えば、出荷頭羽数、生乳量、鶏卵数および自給飼料の生産見込み量についても含める。 ③例えば、目標には下記がある。 ・平均受胎率の向上 ・1頭当たり乳量、乳質の向上 ・1日当たり増体量の向上 ・1腹当たりの産子数および出荷頭数の向上 ・飼料要求率の改善
	1.3.2	作業記録	畜舎、畜産物取扱い施設、草地等での作業を記録している。	記録には、例えば下記がある。 ・作業日 ・作業者名 ・作業内容 ・作業時間 ・機械の稼働時間 ・天候による作業への影響(雨または風の発生など) ・苦情・異常・ルール違反・事故等のトラブルおよびヒヤリハット
	1.3.3	記録の保管	①県産品認証制度が求める記録を過去2年分以上保管し閲覧可能な状態にしている。初回審査では審査日からさかのぼって3か月分以上の記録を保管している。ただし当該期間に発生しない作業の記録は除く。初回審査後は継続して記録を保管している。 ②2年を超える保管期限を法令または顧客に要求されている場合には、その要求に従って記録を保管している。	
1.4.飼養衛生に関する管理	1.4.1	飼養衛生管理基準の遵守	家畜伝染病予防法第12条の3に基づく飼養衛生管理基準を遵守しており年1回以上、全項目について不適合がないことを確認している。	例えば、家畜保健衛生所による立入調査の結果で確認する。
	1.4.2	家畜伝染病が発生した場合の対応	飼養する家畜が家畜伝染病予防法第13条の2第1項に規定する症状(農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状をいう。)を示している家畜を発見した場合の家畜保健衛生所への通報ルールを文書化している。	

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
	1.4.3	管理獣医師等の健康管理指導	農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連携をとっている獣医師を担当管理獣医師等として定め、当該農場において飼養する家畜の健康管理について定期的または必要に応じて当該管理獣医師等の指導を受けている。	管理獣医師等による診療が行われた場合には以下の内容を含む診療の履歴を記録している。 ①診療日 ②獣医師名 ③個体または群 ④診療の際の指示・指導の内容
1.5.放牧の管理 ※放牧がない場合は、該当外	1.5.1	放牧	放牧は、事前に家畜の健康状態、放牧施設および草地等の状況を確認してから実施している。	放牧の事前確認において、例えば、以下の情報を把握している。 ・放牧地の石等によるけがをした家畜の有無 ・害虫によるストレスが増加した家畜の有無 ・放牧特有の疾病に罹患した疑いのある家畜の有無 ・直射日光による放射熱や風雨等の影響を受けた家畜の有無 ・牧柵や飲水設備の破損の状況 ・牧草の生育状況 ・有害植物の繁殖状況
1.6.生産工程におけるリスク管理	1.6.1	生産工程の明確化	①品目・商品ごとに、下記の内容を含む生産工程を文書化している。 1)作業工程 2)工程で使用する主要な資源(素畜、水、飼料、敷料、動物用医薬品、機械・設備、運搬車両、資材、掃除道具、工具等) ②工程を変更した場合には、文書を見直している。	①生産工程は、1.1.1適用範囲の「③生産工程カテゴリー」で特定した単位を大工程として記載する。乳用牛や採卵鶏の場合には畜産物取扱い工程も文書化する。また、自給飼料を生産していない場合は、その工程は該当しないことになる。その上で飼養管理等の実情に合わせ作業工程として特定する。例えば施設ごとおよび成長ステージごとに記載する。
	1.6.2	食品安全上および家畜衛生上の危害要因の評価	①管理点1.6.1で明確化した工程について、年1回以上、発生する食品安全上および家畜衛生上の危害要因を特定し、そのリスク評価を実施している。 ②上記の評価の結果を文書化している。 ③工程を変更した場合には①を見直し、必要に応じて②の文書を修正している。	例えば以下を実施するとよい。 (1)危害要因の列挙 すべての原材料および作業工程に危害となる要因が存在するか否かを列挙する。 危害要因には例えば下記がある。 ・生物的危害要因:病原微生物の汚染・増殖・残存 ・化学的危険要因:薬剤の残留、カビ毒、重金属 ・物理的危険要因:注射針の残留、異物の混入 (2)危害要因のリスク評価 危害要因が存在するとしてそれぞれの原材料および作業工程についてリスクの程度を評価する。 ・起こる可能性のある生物的、化学的、物理的危険要因がこの工程に存在するかまたは入る可能性があるか。 ・管理条件によりその危害要因は増大するかまたは制御できるか。 ・発生頻度や重篤性が高いか、低いかな。 なお、と畜検査結果や家畜保健衛生所によるモニタリング結果等のフィードバック情報によって判明した疾病がある場合は、当該疾病についても考慮しつつ危害要因分析を実施する。

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
	1.6.3	食品安全上および家畜衛生上の危害要因の抽出	<p>下記に該当する品目・商品の場合は、下記の事項を必ず食品安全上および家畜衛生上の危害要因として抽出している。</p> <p>①出荷する家畜の注射針の残留 ②商品における抗菌性物質等薬物の残留 ③乳房炎等による廃棄乳や異常卵の混入 ④獣医師の指示に基づいたものではない要指示医薬品の投薬 ⑤飼料および飲水の安全</p>	②例えば、飼料運搬車による特定添加物のキャリアオーバー（残留・持ち越し）がある。
	1.6.4	対策・ルール・手順の決定	管理点1.6.2および1.6.3のリスク評価に応じて、食品安全や家畜衛生を確保するための対策・ルール・手順を定めて文書化している。	<p>日本の場合、家畜伝染病予防法に基づく「飼養衛生管理基準」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」、「獣医師法」、「水質汚濁防止法」、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）」等があるので該当する場合には遵守が前提となる。例えば、注射針の残留については、残留の可能性のある家畜をマーキングし、出荷の際に出荷先にその旨を連絡する、乳房炎等による廃棄乳は廃棄用であることを記した専用の容器に入れ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき適切に処理する等がある。</p> <p>対策・ルール・手順は、他の管理点の対策・ルール・手順を引用してもよい。例えば、動物用医薬品等の管理、飼料の管理等がある。</p>
	1.6.5	対策・ルール・手順の実施	管理点1.6.4で定めた対策・ルール・手順を周知し、教育訓練した上で実施している。	
	1.6.6	対策・ルール・手順の実施記録	管理点1.6.2においてリスクが高いと評価した危害要因を抑制する対策・ルール・手順について、実施した結果を記録している。	
1.7.アニマルウェルフェア	1.7.1	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づいた対応	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」に基づいた対応が行われているかについてチェックリストを活用して、飼養環境の改善に取り組んでいる。	「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」および当該指針に基づくチェックリストは、公益社団法人畜産技術協会が、OIE（国際獣疫事務局）のアニマルウェルフェアに関する規約（コード）で各畜種の生産システムに関する規約等に準拠して、乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏およびブロイラーについてそれぞれ作成している。
	1.7.2	家畜の輸送	家畜の輸送に当たっては、アニマルウェルフェアに配慮するとともに、家畜の衛生管理ならびに安全の保持および家畜による事故の防止に努めている。	家畜の輸送を外部委託している場合は、管理点1.9.1の「外部委託管理」を遵守している。

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
1.8.食品防御	1.8.1	食品防御	<p>①商品、家畜の飲水、飼料、草地等への意図的な異物・汚染物質の混入に関してリスク評価を年1回以上実施し、必要な対策を講じている。</p> <p>②リスク評価の結果および対策を記録している。</p>	<p>①例えば、農場内部と農場外部からの不審者を想定してリスク評価を実施する。食品防御の対策上努めていることとして、例えば下記がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理点2.2.3における労働者のメンタルヘルスへの配慮 ・井戸水のポンプ小屋の施錠 ・畜舎や施設における不必要な薬品の放置の防止、立入制限、施錠管理 ・生乳処理施設や集卵所の施錠管理 ・夜間の見回りや人の出入りの際の自動照明 <p>また、その他の対策として、例えば、防犯システムの導入、外来訪問者に対する入場時の記帳等がある。</p>
1.9.供給者の管理				
1.9.1.外部委託管理 ※外部委託がない場合は、該当外	1.9.1.1	外部委託先との合意	<p>農場は外部委託先と契約を結んでいる。農場と外部委託先との間で交わされた契約文書は下記の内容が含まれている。</p> <p>①農場の経営者名、住所および連絡先外部委託先の名称、所在地、連絡先および代表者名</p> <p>②外部委託する業務(工程)およびその業務(工程)に関する食品安全上、家畜衛生上およびアニマルウェルフェア上のルール</p> <p>④上記③について農場が定めたルールに従うことの合意</p> <p>⑤契約違反の場合の措置に関する合意</p> <p>⑥外部から審査を受ける可能性があることおよび不適合がある場合には是正処置を求める可能性があることについての合意</p> <p>なお、農場と外部委託先が契約文書を交わせない場合には、外部委託先が公開・提示している文書(約款等)を農場が確認することで契約文書として代替することができる。</p>	<p>③畜産物の生産工程に直接係わる作業を外部の事業者に委託することであり、例えば、畜舎の洗浄・消毒、家畜の搬出・輸送等がある。</p> <p>JGAPでいう外部委託とは、畜産物の生産工程に直接係わる作業を外部の事業者に委託することであり、例えば、畜舎の洗浄・消毒、家畜の搬出・輸送等がある。</p>
	1.9.1.2	外部委託先の点検	<p>外部委託先に対し、管理点1.9.1.1の契約文書の中で規定しているルールに適合しているかどうか年1回以上点検し、その記録を残している。点検結果は下記の内容を含んでいる。</p> <p>①外部委託先の名称</p> <p>②確認の実施日</p> <p>③確認者の名前</p> <p>④不適合事項</p> <p>⑤是正要求または違反に対する措置の適用</p> <p>なお、外部委託先が、第三者認証を受けている場合、農場はその認証書の適用範囲や有効期限等を確認することによって外部委託先の点検を省略することができる。</p>	
1.9.2.仕入先・サービス提供者の管理	1.9.2.1	検査機関の評価・選定	<p>残留薬物、水質、重金属類、微生物、放射性物質等の食品安全に関する検査を行う場合、当該検査機関は、該当する分野で下記のいずれかを満たしていることを確認している。</p> <p>①生産国が認定した登録検査機関</p> <p>②ISO17025認定機関</p> <p>③日本GAP協会が推奨する機関</p> <p>④残留農薬の場合、残留農薬検査を行う検査機関に関するガイドラインを満たす機関</p>	<p>①については、日本の場合、食品衛生法および水道法の登録検査機関であり厚生労働省のウェブサイトを確認できる。</p> <p>③については、例えば、家畜保健衛生所がある。</p>

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
1.10.商品管理				
1.10.1.商品仕様の明確化	1.10.1.1	商品仕様書	<p>①出荷する商品ごとに当該商品に関する仕様を文書化している。</p> <p>②上記①の商品の仕様が変更になった場合には、上記①が修正されており、修正された年月日は記録されている。</p>	<p>文書化する商品の仕様については、例えば、下記の事項がある。</p> <p>1) 商品名 2) 品種等の品質的識別 3) 出荷形態 4) 主な出荷先 5) 保管条件、配送条件 6) 表示内容 7) その他顧客の要求事項 8) 該当する以下の原材料についての情報と調達先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素畜 ・飼料 ・動物用医薬品
1.10.2.商品の検査・選別	1.10.2.1	不適合品の取扱い	<p>①仕様を満たさない不適合な商品が識別管理されている。</p> <p>②不適合な商品については、処置の仕方を決めて取り扱っている。</p> <p>③食品安全や品質に著しく影響を与える場合には、管理点1.11.1.1および1.11.1.2に従って対応している。</p>	<p>①商品の仕様を満たしているとは、管理点2.1.2の①4)で商品管理の責任者が管理している畜産物の安全や品質を満たしている状態のことである。</p> <p>②例えば、全量廃棄する、注射針等の異物を除去できるようマーキングして出荷する。</p>
1.11.苦情・異常・ルール違反への対応				
1.11.1.商品に関する苦情・異常への対応	1.11.1.1	商品に関する苦情・異常への対応手順	<p>商品に関する苦情・異常が発生した場合の対応について文書化された管理手順があり、下記が明確になっている。</p> <p>①商品に関する苦情や異常の発生時における商品管理の責任者への連絡</p> <p>②状況および影響の把握(商品回収の必要性の判断を含む)</p> <p>③応急対応(影響がある出荷先および関係機関への連絡・相談・公表、商品回収、不適合品の処置等を含む)</p> <p>④原因追及</p> <p>⑤是正処置</p> <p>⑥法令違反があった場合のJGAP審査・認証機関への報告</p>	<p>例えば、商品に関する苦情・異常として下記がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客からの商品に対する苦情 ・農場内部の環境異常等が商品に影響を及ぼす状況の発見(例えば、洗浄水が汚染された等) ・農場内部でのルール違反が商品に影響を及ぼす状況の発見(例えば、動物用医薬品の種類を誤って使用してしまった等)
	1.11.1.2	商品に関する苦情・異常への対応	商品に關係する苦情・異常が発生した場合には、管理点1.11.1.1の管理手順に従って対応したことが記録でわかる	
1.11.2.農場のルール違反への対応	1.11.2.1	農場のルール違反への対応手順	<p>県産品認証制度に関する農場のルール違反が発生した場合の対応について文書化された管理手順があり、下記が明確になっている。</p> <p>①状況および影響の把握</p> <p>②応急対応(影響がある出荷先および関係機関への連絡・相談・公表等を含む)</p> <p>③原因追及</p> <p>④是正処置</p> <p>⑤総合規則に関するルール違反があった場合の県産品認証制度の指導機関への報告</p>	<p>例えば、農場のルール違反には下記がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣者の苦情により発覚した騒音、悪臭等 ・労働安全事故やけがの発生燃料タンクからの燃料漏れ等 ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等
	1.11.2.2	農場のルール違反への対応	農場のルール違反が発生した場合には、管理点1.11.2.1の手順に従って対応したことが記録でわかる。	

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考	
1.12.識別とトレーサビリティ	1.12.1	商品への表示	出荷する商品、送り状、納品書等下記の表示を行っている。 ①農場名 ②名称	商品とは、農場から出荷先に出荷する家畜・生乳・鶏卵を指す。	
	1.12.2	出荷記録	出荷した商品の出荷と個体や群とのつながりがわかる出荷の記録がある。記録には、下記の項目を含む。 ①出荷先・販売先 ②出荷日 ③商品名 ④出荷数量 ⑤個体や群の識別番号 ⑥個体や群ごとの治療・投薬の記録		
	1.12.3	生産記録	生産の履歴として、下記を記録している。 ①出荷した商品とのつながりがわかる個体や群 ②商品名 ③生産日 ④生産量給与した飼料 ⑤個体や群ごとの治療・投薬の記録	①例えば、生乳、鶏卵の生産日、家畜の個体・群の識別番号等がある。 ⑤例えば、主な飼料について飼料の名称・購入年月日、購入量および購入先の名称等を記録している。	
	1.12.4	導入家畜の受入れ ※採卵鶏および肉用鶏は、該当外	導入家畜が県産品認証制度を取得した農場由来でない場合、導入した日の翌日から起算して21日間(家畜伝染病予防法第14条(隔離の義務)第3項に定められている期間)、当該家畜の飼養管理を継続したことが分かる記録がある。		
2.経営資源の管理	2.1.責任者および教育訓練	2.1.1	農場の責任者	①農場の責任者(管理点1.2.1参照)は、経営者から農場運営に関する執行を委任されている。 ②農場の責任者は、下記に取り組んでいる。 1) 県産品認証制度に関する文書の改定について把握し、関係する責任者に周知している。 2) 自分の担当する県産品認証制度の管理点について学習したことを説明できる。	②例えば、下記の方法がある。 1) 島根県のウェブサイト等を定期的に確認し、県産品認証制度に関する最新の情報(管理点と適合基準等)を把握している。 2) 県産品認証制度の指導に携わる者から認証制度に関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。
		2.1.2	商品管理の責任者	①商品管理の責任者(管理点1.2.1参照)は、下記の業務を統括している。 1) 商品の種類・規格の管理(品目・品種・飼養管理方法等) 2) 梱包・包装の形態や数量・重量を含む出荷仕様 3) 商品の表示の管理 4) 食品安全の確保 5) 商品に関する苦情・異常および商品の回収への対処 ②商品管理の責任者は、下記に取り組んでいる。 1) 自分の担当する県産品認証制度の管理点について学習したことを説明できる。 2) 商品管理に関する知識を向上させる努力をしている。	②例えば、下記の方法がある。 1) 県産品認証制度の指導に携わる者から認証制度に関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。 2) 食品安全に関する一般衛生管理やHACCPの考え方等について外部の専門家または行政機関の実施する研修、指導、自己学習等で知識を向上させている。

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
	2.1.3	飼料生産・管理の責任者	<p>①飼料生産・管理の責任者(管理点1.2.1参照)は、飼料の選択・設計・調達・保管の業務を統括している。</p> <p>②飼料生産・管理の責任者は、下記に取り組んでいる。</p> <p>1)自分の担当する県産品認証制度の管理点について学習したことを説明できる。</p> <p>2)家畜栄養に関する知識を向上させる努力をしている。</p>	<p>②例えば、下記の方法がある。</p> <p>1)県産品認証制度の指導に携わる者から認証制度に関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。</p> <p>2)飼料の適正使用について外部の専門家または行政機関の実施する研修や指導または自己学習・資格取得で知識を向上させる。</p> <p>※飼料生産を実施していない場合、自給飼料の生産・管理に関する適合基準を除くことができる。</p>
	2.1.4	飼養管理の責任者	<p>①飼養管理の責任者(管理点1.2.1参照)は、家畜の飼料給与・飼養環境・家畜衛生の業務を統括している。</p> <p>②飼養管理の責任者は、下記に取り組んでいる。</p> <p>1)自分の担当する県産品認証制度の管理点について学習したことを説明できる。</p> <p>2)家畜衛生やアニマルウェルフェアに関する知識を向上させる努力をしている。</p>	<p>②例えば、下記の方法がある。</p> <p>1)県産品認証制度の指導に携わる者から認証制度に関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。</p> <p>2)「飼養衛生管理基準」や「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」、農場HACCPの考え方、動物用医薬品の使用・保管に関する制度、獣医師からの助言に基づく傷病に罹患した家畜の確認方法等について外部の専門家または行政機関の実施する研修や指導または自己学習・資格取得で知識を向上させる。</p>
	2.1.5	廃棄物処理の責任者	<p>①廃棄物処理の責任者(管理点1.2.1参照)は、家畜排せつ物のたい肥化による処理、たい肥の保管の業務を統括している。</p> <p>②家畜排せつ物等の廃棄物処理の責任者は、下記に取り組んでいる。</p> <p>1)自分の担当する県産品認証制度の管理点について学習したことを説明できる。</p> <p>2)家畜排せつ物のたい肥化等に関する知識を向上させる努力をして</p>	<p>②例えば、下記の方法がある。</p> <p>1)県産品認証制度の指導に携わる者から認証制度に関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。</p> <p>2)「環境と調和のとれた農業生産活動規範」等について外部の専門家または行政機関の実施する研修や指導または自己学習・資格取得で知識を向上させる。</p>
	2.1.6	労働安全の責任者	<p>①労働安全の責任者(管理点1.2.1参照)は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を統括している。</p> <p>②労働安全の責任者は、下記に取り組んでいる。</p> <p>1)自分の担当する県産品認証制度の管理点について学習したことを説明できる。</p> <p>2)労働安全に関する知識を向上させる努力をしている。</p> <p>3)機械・設備の安全な使用方法の情報を入手し理解している。</p> <p>4)農場内に応急手当ができる者を確保しており、その者が応急手当の訓練を受けていることを証明できる。</p>	<p>①行政機関(日本では労働基準監督署)の指導に従い、設備機器の法令に基づく検査・届出・報告をはじめ、労働安全を優先した作業環境を確保する責任がある。</p> <p>②例えば、下記の方法がある。</p> <p>1)県産品認証制度の指導に携わる者から認証制度に関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。</p> <p>2)行政または機械メーカー等の実施する研修、指導、自己学習等で知識を向上させる。日本の場合、農作業安全情報センター(国立研究開発法人農研機構農業技術革新工学研究センター)のウェブサイトから労働安全に関する資料および研修情報を入手している。</p> <p>3)取扱説明書および機械自体に書かれている注意事項を確認する。新たな機械を購入した場合には購入業者から操作方法等について十分な説明を受け、取扱説明書を保管している。</p> <p>4)応急手当のできる者の証明として、例えば日本の場合では、消防署が実施する普通救命講習や日本赤十字社の救急法基礎講習を受講し受講証明をもらう。</p>
	2.1.7	労務管理の責任者	<p>①労務管理の責任者(管理点1.2.1参照)は、農場内部の職場環境・福祉・労働条件管理の業務を統括している。</p> <p>②労務管理の責任者は、下記に取り組んでいる。</p> <p>1)自分の担当する県産品認証制度の管理点について学習したことを説明できる。</p> <p>2)人権・福祉および労務管理に関する知識を向上させる努力をしている。</p>	<p>②例えば、下記の方法がある。</p> <p>1)県産品認証制度の指導に携わる者から認証制度に関する指導を受けて学習し、その内容を説明できる。</p> <p>2)有資格者や行政機関の実施する研修や指導、または自己学習で知識を向上させる。日本の場合、労務管理に関する資格として、社会保険労務士等がある。</p>

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
	2.1.8	作業員への教育訓練	①年1回以上、管理点1.2.1で示している責任者は自分の担当している範囲について、農場内の該当する作業員すべてに、県産品認証制度に基づく農場のルール教育訓練を実施している。各責任者は、教育訓練の結果を記録している。記録には実施日、参加者、実施内容が記載されている。また教育訓練に使用した資料を提示できる。 ②作業員に外国人がいる場合には、その作業員が理解できる表現(言語・絵等)で教育訓練を実施している。	
	2.1.9	公的な資格の保有または講習の修了	法令に基づく公的な資格の保有または講習修了が必要な作業員を行っている作業員は、必要な講習の受講や試験に合格していることを証明できる。	日本の場合、例えば、労働安全に関する資格・講習として危険物取扱者(消防法)、乾燥設備・ボイラー・フォークリフト・玉掛等の技能講習(労働安全衛生法)がある。
	2.1.10	訪問者に対する注意喚起	訪問者が守るべき農場のルールが文書化されている。ルールを訪問者に伝え、注意を喚起している。	例えば、以下の内容について農場(畜舎、倉庫、畜産物取扱い施設)の入口にルールを掲示する。 1)家畜衛生 2)食品安全 3)労働安全 4)環境への配慮
2.2. 人権・福祉と労務管理	2.2.1	労働力の適切な確保 ※同居の親族のみで運営されている場合(家族経営)は、該当外となる。その他の該当外については、使用者(経営者)と作業員との間に使用従属性があるか、労働の対価として賃金を支払っているかを主なポイントとして「労働者」にあたるかどうかを判断する。なお、季節的な短期雇用者は、労働者となる。	①労働者の名簿がある。名簿には少なくとも氏名・生年月日・性別・住所・雇入れの年月日が記載されている。個人情報保護法を遵守して管理している。 ②外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることを確認している。 ③ILO条約またはより厳格な法令がある場合はその法令で定義されている「児童労働」を利用していない。また、年少者の雇用は、法令に準拠している。	①日本の場合、労働基準法により労働者名簿に記載すべき事項は下記の通りである。・氏名・生年月日・履歴・性別・住所・従事する業務の種類(労働者数30人未満の事業所の場合は不要)・雇入れの年月日・退職の年月日およびその理由(解雇にあつてはその理由も含む)・死亡の年月日およびその理由 ②日本の場合、外国人技能実習生も1年目から労働者となる。外国人労働者は、在留カード等により就労可能であることを確認してから労働者として採用する。 ③ILOでは「就業の最低年齢に関する条約(第138号)」で最低年齢は義務教育終了年齢後原則15歳となっている。ただし、軽労働については、一定の条件の下に13歳以上、危険有害業務は18歳未満禁止となっている。なお、開発途上国のための例外として就業最低年齢は当面14歳、軽労働は12歳以上となっている。日本の場合、満15歳の3月31日までは児童となる。また、年少者とは満18歳に満たない者を指す。
	2.2.2	強制労働の禁止 ※労働者がいない場合は、該当外	下記のことが起きないように対策を実施している。 ①人身売買、奴隷労働および囚人労働を利用して労働力を確保すること。 ②労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反した労働を強制すること。	①例えば、外国人労働者や障がい者を雇用する場合には正規のルートを通じて採用する。 ②例えば、内部告発制度を整備する。 ③②例えば、人権の尊重と適切な労務管理を実践することを経営者自身が管理点1.2.2「方針・目的」で宣言し農場内に周知し、管理点1.2.4「経営者による見直し」で人権侵害がなかったかを振り返る。

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
	2.2.3	使用者と労働者のコミュニケーション ※労働者がいない場合は、該当外	①使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について意見交換を実施し、実施内容を記録している。 ②使用者と労働組合または労働者の代表者との間で自由な団体交渉権が認められており、締結した協約または協定がある場合にはそれに従っている。	①例えば、休憩の取り方、作業場の照明の明るさ、有給休暇の取得、労働者のメンタルヘルスへの配慮等について話し合っている。 ②日本の場合、外国人技能実習生を作業に従事させる場合や畜舎での労働などで、8時間を超過する場合や、あるいは法定の休日(1週間に少なくとも1日、または4週間で4日以上以上の休日)が適用されない事業所においては、労使協定(36協定)を締結し労働基準監督署へ届け出ること、時間外労働・休日労働が可能となる。動物の飼育のみの場合は、労働基準法第41条により時間外労働・休日労働に関する規制について適用除外のため36協定は必要ない。
	2.2.4	差別の禁止 ※労働者がいない場合は、該当外	雇用や昇進・昇給の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルだけを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断していない。	例えば、同じ条件の業務について外国人労働者と国内の労働者で賃金に差がない。同じ条件の業務について男女で賃金に差がない。業務に関係のない医療検査(遺伝子検査等)は実施していない。
	2.2.5	労働条件の提示 ※労働者がいない場合は、該当外	①使用者は、労働者に対して、就労前に下記に示す労働条件を文書で示している。 1)従事する業務内容と就業する場所 2)労働する期間、期間が限定される場合には雇用契約の更新に関する事項 3)労働する時間、休憩時間、休日 4)賃金とその支払方法および支払い時期 5)退職に関する事項(雇用の解除に関する権利、解雇の条件等) ②外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。	日本の場合、「労働条件通知書(雇用契約書・就業規則と併用可)」で下記の事項についての明示は必須となっている。 ・労働契約の期間 ・期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項・就業の場所、従事する業務の内容 ・始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項 ・賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切り・支払いの時期に関する事項 ・退職に関する事項 (解雇の事由を含む) その他、使用者が定める場合には、例えば賃金から控除する内容(食費、作業用品等)、昇給に関する事項等を明記する。

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
	2.2.6	労働条件の遵守 *労働者がいない場合は、該当外	<p>①労働者の労働時間、休日、休憩は法令に従っている。</p> <p>②労働者の賃金は、最低賃金の制度がある国では法令で定められた最低賃金を下回っていない。最低賃金の制度がない国では、管理点2.2.5で示した賃金を下回っていない。</p> <p>③深夜労働・時間外労働・休日労働の割増賃金については法令に従っている。</p> <p>④労働者は、管理点2.2.5で定めた労働条件に従った一定期日に賃金を受け取っている。</p> <p>⑤賃金から控除されるものは不当または過剰なものではない。</p>	<p>①日本の場合、労働基準法において休憩時間を除いて1日8時間、1週間に40時間の労働時間、また、毎週少なくとも1日の休日か4週間を通じて4日以上以上の休日を与えることが原則となっている。休憩は6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上を労働時間の途中で与えることが原則となっている。時間外労働や休日労働等の例外を適用する場合には36協定の範囲内とする必要がある。</p> <p>②最低賃金の制度はILOの「最低賃金決定条約(第131号)」をその国が批准しているかどうかを参考とする。</p> <p>③日本の場合、労働基準法において割増賃金に関して下記のように規定されている。</p> <p>1)深夜労働(午後10時～午前5時)にかかる割増率は1.25倍以上</p> <p>2)時間外労働にかかる割増率は1.25倍以上(ただし60時間を超える時間外労働は、60時間を超えた時間について1.5倍以上(中小企業は適用猶予))</p> <p>3)休日労働にかかる割増率は1.35倍以上</p> <p>※2)と3)は動物の飼育、農業(栽培・収穫まで)は適用除外、ただし、外国人技能実習生は適用</p> <p>④賃金から正当に控除されるものには法令で認められている税金や保険料等や労使で事前に合意した借上げ社宅料等がある。</p> <p>これらが「出勤簿」や「賃金台帳」で確認できることが望ましい。</p>
2.3.作業者および入場者の衛生管理	2.3.1	作業者および入場者の健康状態の把握と対策	<p>①商品を通して消費者に感染する可能性がある疾病に感染している、家畜に感染する可能性がある疾病に感染している、またはその疑いのある作業者および入場者は、事前に農場の責任者へ報告をしている。</p> <p>②農場の責任者は、①に該当する者に対して、畜舎および畜産物取扱い施設における作業工程への立入・従事を禁止するか、または対策を講じた上で立入・従事を許可している。</p>	<p>②例えば、下記のような対策がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嘔吐、下痢、黄疸、発熱等の症状がある作業者については、感染症(赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌、ノロウイルス等)の疑いがあるため立入・従事を禁止する。 ・手指に化膿創がある場合には黄色ブドウ球菌による汚染リスクがあるため、重度の場合には畜産物に接触する作業には従事させない。
	2.3.2	作業者および入場者のルール	<p>下記の項目について衛生管理に関する必要なルールを定め、畜舎および畜産物取扱い施設における作業工程に従事する作業者および入場者に周知・徹底し、実施させている。ルールは文書化している。</p> <p>①作業着、帽子、マスク、長靴、手袋等の着用</p> <p>②衛生管理区域内への装着品および所持品の持ち込み</p> <p>③手洗いの手順、消毒、爪の手入れ</p> <p>④喫煙、飲食、痰や唾の処理および咳やくしゃみ等の個人の行動</p> <p>⑤トイレの利用</p>	<p>②所持品には例えば、時計、メガネ、携帯電話、筆記用具、たばこ、ライター、財布、鍵、付爪・マニキュア、指輪、ピアス等がある。作業者には、例えば下記のルールを周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボタンやファスナーの取れかけた作業着は着用しない。 ・携帯電話は落下防止処置をして携帯する。 ・たばこ、ライター、財布、鍵等を携帯する場合は、ファスナーのついたポケットに入れる。 ・飼料や敷料と接触するおそれのある場所では喫煙しない。
	2.3.3	手洗い設備	<p>①手洗い設備は、作業現場の近くに用意されている。</p> <p>②手洗い設備は、衛生的に管理され、衛生的な水を使った手洗いができる流水設備と手洗いに必要な洗剤・手拭・消毒等の備品がある。</p>	<p>洗浄剤には例えば液体石けんがある。</p>

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
	2.3.4	トイレの確保と衛生	①作業員に対し十分な数のトイレがある。 ②トイレは定期的に清掃されており、衛生的である。 ③トイレは衛生面に影響する破損があれば補修されている。 ④トイレの汚物・汚水は適切に処理されており、畜舎や施設、水路を汚染しないようにしている。	
	2.3.5	喫煙・飲食の場所	喫煙・飲食をする場所は、畜産物に影響がないように対策を講じている。	例えば、作業場所から隔離された場所で喫煙・飲食をする。
2.4.労働安全管理 および事故発生時の 対応	2.4.1	作業者の労働安全	①草地等、作業道、倉庫・畜舎およびその敷地等における危険な場所、危険な作業に関するリスク評価を年1回以上実施し、事故やけがを防止する対策を文書化している。リスク評価とその対策は、自分の農場および同業者で発生した事故やけがの情報や自分の農場で発生したヒヤリハットの情報を参考にしている。危険な作業として下記を必ず評価の対象としている。 1)家畜の移動を伴う作業 2)農作業機の斜面・法面での使用 3)作動する機器の停止確認 4)脚立の使用等の高所作業 ②上記①で立てた事故やけがを防止する対策を周知し実施している。 ③草地等、倉庫、畜舎および作業内容に変更があった場合には、リスク評価とその対策を見直している。	①事故やけがは、転落、つまずき、挟まれ、巻き込まれ、切断、ぶつかり、引っかけ、ヤケド、中毒、酸欠、熱中症、蜂・蛇等の被害がある。 対策には、例えば下記がある。 1)家畜が突発的な行動を起こすおそれがあるため、複数名での作業 2)斜面・法面での転倒を防止するため、慎重な作業 3)修理や清掃の際、不意の機器の作動による事故を防ぐため、機器の停止確認 4)高所からの落下に備えたヘルメット等の安全器具の着用や、昇降時にものを持たないこと
	2.4.2	危険な作業に従事する作業員	管理点2.4.1で明確にした危険な作業を実施する作業員は下記の条件を満たしている。 ①安全のための十分な教育・訓練を受けた者である。 ②法令で要求されている場合には、労働安全に関する公的な資格または講習を修了している者、もしくはその者の監督下で作業を実施している。 ③酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者ではない。 ④必要な資格を取得している。 ⑤高齢者の加齢に伴う心身機能の変化を踏まえた作業分担の配慮をしている。 ⑥安全を確保するための適切な服装・装備を着用している。	⑥例えば、高所作業の際のヘルメット、草刈り機を使用する際のフェイスガード着用等がある。
	2.4.3	労働事故発生時の対応手順	労働事故発生時の対応手順や連絡網が定められており、作業員全員に周知されている。	
	2.4.4	事故への備え	労働事故発生に備えて、清潔な水および救急箱がすぐに見えるようになっている。救急箱の中身は管理点2.4.1で評価したリスクへの対応に必要なものを用意している。	救急箱の中身は、例えば、包帯、消毒液、絆創膏、虫刺され用薬品がある。

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
	2.4.5	労働災害に関する備え(強制加入)	法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、農場がその保険の強制加入の条件に相当する場合にはその保険に加入している。	労働災害の補償に関する保険については、ILOの「業務災害給付条約(第121号)」が参考となる。 日本の場合、「労働者災害補償保険法」があり、農業において主たる条件は下記となっている。 ・法人と常時雇用5人以上の労働者を使用する個人事業者は強制加入、常時雇用5人未満の労働者を使用する個人事業者の場合は任意加入 ・外国人技能実習生は1人から適用またはそれに類するものに加入しなければならない。
2.5.動物用医薬品等の管理	2.5.1	動物用医薬品の使用	管理獣医師等の指示の下で動物用医薬品を使用しており、以下のことが確認できる記録がある。 ①使用した動物用医薬品の名称および使用日 ②指示を行った管理獣医師等の氏名および指示の内容	適合基準にある記録は、1.4.3の記録とも整合がとれている必要がある。
	2.5.2	抗菌性物質の慎重使用	ワクチンの活用、衛生管理の徹底等による抗菌性物質の使用低減方策や薬剤耐性菌対策について、管理獣医師等の指導の下に取り組んでいる。	例えば、 ・疾病が侵入しにくい飼養環境を作る。 ・疾病情報を把握した上での防疫・防除を実施する。 ・ワクチン等と他の防疫手段を組み合わせた防疫を実施する。 ・抗菌性物質は、管理獣医師等の指示どおりに使用する。
	2.5.3	抗菌性物質等薬物の残留管理	休業期間等が定められている動物用医薬品を使用した場合は、当該期間等を経過して出荷されたことが記録で確認できる。	休業期間等を経過していることの確認は、例えば、動物用医薬品を使用した個体をマーキングにより識別している等がある。
	2.5.4	ワクチン接種	ワクチン接種は、管理獣医師等の指示によりプログラムに従って接種され、伝染病の発生防止に備えている。	
	2.5.5	動物用医薬品の保管	動物用医薬品の保管にあたっては、容器・包装の表示や添付文書の記載のとおり保管している。	冷蔵保管や関係法令に従った劇薬の取扱い等に注意する必要がある。
	2.5.6	注射針の残留管理	出荷の際に注射針残留個体(または群)の有無を確認し、注射針が残留している場合またはその可能性がある場合は、その旨を出荷先に報告している。	注射針が残留しているまたはその可能性がある個体(または群)の確認は、例えば、当該個体をマーキングにより識別している等がある。
2.6.施設の管理	2.6.1	有害生物への対応	①畜産物取扱施設内において、有害生物(小動物、昆虫および鳥獣類等)の侵入・発生の防止に努めている。 ②駆除する場合は、畜産物等に薬剤の影響が及ばない方法で実施している。	例えば、どのような有害生物が発生しやすいかを把握した後に、進入路を塞いだり、駆除を実施する。薬剤での駆除は、畜産物等に薬剤の影響がないよう家畜保健衛生所または専門業者に相談後実施する。
	2.6.2	生乳処理施設の床 ※生乳のみ	生乳処理施設の床は、水が溜まっていない等、水はけが良い状態となっている。	

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
	2.6.3	家畜排せつ物の管理施設 ※飼養規模が、牛10頭未満、豚100頭未満、鶏2000羽未満の農場は、該当外	家畜排せつ物の管理施設は、次の要件を満たしている。 ①家畜排せつ物の管理施設は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」第3条第1項の管理基準のうち、構造設備に関する基準に適合した施設である。 ②設備の破損によって家畜排せつ物の適切な管理ができなくなることを防止するため、定期的な点検が実施されており、破損箇所が認められた場合は遅滞なく修繕している。 ③送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理が適切に実施されている。	
2.7.機械・設備、運搬車両、掃除道具等の管理	2.7.1	機械・設備および運搬車両の点検・整備・清掃・保管	①保有する機械・設備および運搬車両のリストがある。そのリストには設備・機械および運搬車両に使用する電気、燃料等が明確になっている。 ②機械・設備および運搬車両は、適期に必要な点検・整備・清掃・洗浄・消毒を実施し、その記録を作成している。外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等を保管している。 ③機械・設備および運搬車両は、食品安全、労働安全および盗難防止に配慮して保管している。	①機械・設備は、草地等、倉庫、畜舎等で使用するものを始め、電気、ガス、重油、圧縮空気、貯水槽等の関連設備・機器を含む。 ②例えば、搾乳作業前の搾乳機器の動作確認や採卵鶏舎の集卵装置の動作確認を行い、正常であることを確認している。年1回以上搾乳機器や集卵装置を点検している。
	2.7.2	検査機器・測定機器・選別装置およびその標準の管理 ※検査機器等が農場内に設置されていない場合は、該当外。	商品検査、選別、計量および工程の検証に使用する機器やその標準品(テストピース等)を一覧表に書き出し、それらが正確に測定・計量・選別できるように定期的に点検し記録している。	管理する対象には、例えば、バルクタンクの温度計、秤および標準品(テストピースや標準物質)等がある。日本の場合、商取引用の秤のように法令で定められている機器については、法定検査・点検を実施する。
	2.7.3	掃除道具および洗浄剤・消毒剤の管理	①生産工程で使用する機械・設備を掃除する掃除道具は、所定の場所に衛生的に保管されている。 ②掃除道具は、定期的に点検し、必要に応じて交換している。 ③掃除・消毒に使用する洗浄剤や消毒剤は、所定の場所に安全(施設等)に保管されている。	
	2.7.4	機械・設備の安全な使用	①機械・設備の使用に際しては、取扱説明書やメーカーの指導に従って使用している。 ②安全性を損なう改造を実施していない。 ③購入時には機械・設備の安全性の評価を行っている。	①例えば、取扱説明書や機械に書かれている注意事項通りに使用する。新たな機械を購入した場合には購入業者から操作方法等について十分な説明を受けてから使用する。取扱説明書は紛失しないよう適切に保管する。 ②例えば、整備効率を重視して、本来あるべき安全カバーを外すことがないようにする。 ③例えば日本の場合、購入時に型式検査合格証票や安全鑑定証票の有無を確認している。
2.8.エネルギー等の管理、地球温暖化防止	2.8.1	燃料の保管管理	①燃料の保管場所は火気厳禁となっている。 ②燃料の保管場所には危険物表示がされている。 ③ガソリンの保管は、金属製容器を使用し、静電気による火災を防いでいる。 ④燃料の保管場所には、消火設備・消火器が配置されている。 ⑤燃料もれがない。また、燃料もれに備えた対策が実施されている。	③ガソリンは揺れにより静電気を蓄積しやすいため、例えば、地面に接しておく。保管容器を取り扱う前に地面に触れて人体の静電気を逃がしている。 ④日本の場合、少量危険物(指定数量の1/5以上指定数量未満)を保管する場合には10型ABC消火器を設置するよう火災予防条例で定められている場合が多い。 ⑤例えば、バルブのある機械設備は使用していない時にはバルブを閉じる。バルブのない機械(草刈り機等)は長期間使用しないときは燃料を抜いておく。また、燃料タンクには法令に基づき防油堤の設置をし、防油堤内の雨水を抜いた後はバルブを閉める。

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
	2.8.2	温室効果ガス(CO ₂)の発生抑制および省エネルギーの努力	電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量を把握した上で、温室効果ガスである二酸化炭素(CO ₂)の発生抑制と省エネルギーの努力をしている。	例えば、CO ₂ の発生を抑制する方法として、作業工程を見直し、作業効率を上げる、自然エネルギーへ切り替える(太陽光発電、風力発電等)、エネルギー効率の高い器材・機械を選択する(例えばLED照明への変更)、適切な温度管理をする、機械・器具の適切な点検整備により燃費を向上させる、不要な照明は消灯する、サイレーン調整に用いたラップフィルムや雑草などの野焼きをしないなどがある。 日本の場合、環境省のウェブサイトでエネルギーごとの単位発熱量と排出係数が確認できるため、各エネルギーを二酸化炭素(CO ₂)に換算して計算することで、自分の使用している電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギーがどれだけCO ₂ を発生させているか確認することが可能であり、省エネ対応の基礎資料となる。
2.9.廃棄物等の管理および資源の有効利用	2.9.1	廃棄物等の保管・処理	①商品、資材類、さらには環境を汚染しないよう、草地等、畜舎および畜産物取扱施設で発生する家畜の死体・排せつ物、敷料、動物用医薬品等を含む廃棄物等を把握し、それらの保管方法と処理方法(家畜の死体または排せつ物の運搬を含む)を文書化している。 ②上記①の方法に従い廃棄物等を保管・処理している。	(1)日本の場合、廃棄物等は下記のことを守って処理する。 ・行政の指導に従う。 ・行政、農協に回収・処理サービスがあれば、それを利用する。 ・産業廃棄物の処理記録として「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」または農協等への「廃棄物処理の委任状」がある。 ・紙の空容器は事業系一般廃棄物として処理する。 ・使用済み農業資材を野焼き、放置、埋め立てしない。 ・廃棄物等の容器は内容物が漏れないようになっている。 ・廃棄物等は、畜産物取扱施設から離れた場所であって、有害生物を引き寄せない場所に保管している。 (2)家畜排せつ物の発生量、自ら農地に散布している量、耕種農家に譲渡している量、焼却・浄化処理等で廃棄している量について年間の記録をつけている。
	2.9.2	整理・整頓・清掃	畜舎、倉庫、畜産物取扱施設およびその敷地内が整理・整頓・清掃されており、廃棄物の散乱がない。	(3)畜舎の死体・排せつ物・移動させた場合など、混入が生じないようにしている。 例えば、使わない機械・道具、廃棄物を畜産物取扱施設やその周辺に放置していない。
	2.9.3	廃水の管理	施設で発生した廃水による公共水域の水質の劣化を防ぐための努力をしている。地域に適用される法令がある場合にはそれに従っている。	
	2.9.4	資源の有効利用	農場から出る廃棄物について、下記の項目について取り組んでいる。 ①廃棄物の減量 ②決められた場所に分別して保管 ③リサイクルの努力をしている	
	2.9.5	エコフィードの使用 ※エコフィードの使用がない場合は、該当外。	生産段階におけるエコフィードの製造、保管および使用等について、「食品残さ等利用飼料の安全確保のためのガイドライン」を遵守している。	例えば下記がある。 ・排出元での分別の徹底、責任の明確化等 ・保冷車による品質劣化の防止等 ・受入時の分別、加熱による病原微生物汚染の防止、品質管理等 ・異物混入の防止、温度管理、帳簿の記録等

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
	2.10.周辺環境への配慮および地域社会との共生	2.10.1 周辺環境への配慮	①畜舎や畜産物取扱い施設の周辺住民等に対して騒音、振動、悪臭、虫害・煙・埃・有害物質の飛散・流出等に配慮している。 ②農業用機械が農場から公道に出なければならぬ場合には、通行人や車両の迷惑とならないように、周辺を十分確認している。	①例えば、周辺に民家がある場合にハエの発生防止に配慮している。悪臭が周辺の民家等に迷惑となる場合は必要な対策をとる。 ②例えば、交通事故の危険性や機械に付着した泥等の落下による迷惑等がある。
		2.10.2 地域内の循環を考慮した農業の実践	①草地等に有機物を投入する場合は、地域で発生した有機物を優先的に使用している。 ②畜舎や畜産物取扱い施設で発生した家畜排せつ物をたい肥として利用する場合、地域内の利用促進に努めている。	地域とは、自分の行動圏内、おおむね市町村の範囲を指す。
3.生産資材等の管理	3.1.精液・受精卵・素畜の管理	3.1.1 調達の記録	精液・受精卵・素畜を購入した場合、購入先・品名・品種・数量等がわかる記録(納品書・証明書等)がある。	
		3.1.2 交配・出産の管理 ※鶏を除く	①精液等の保管時の管理を適切に行い、交配時の系統を明確にし、交配以降、個体または群で、確実に識別可能にしている。 ②交配、出産の記録がある。	例えば、保管している精液等を台帳等で管理していること。
	3.2.飼料の管理	3.2.1 飼料の調達	①関係各国の法令・制度に基づき安全性を確保していることが確認できる飼料供給業者から飼料を調達している。 ②上記①の飼料は、その受入記録によって調達先、飼料の名称、調達量、調達年月日、飼料添加物の成分規格等が確認できる。 ③上記①に該当しない飼料については、原材料(自給飼料を含む)の由来、栽培・製造工程における管理方法または検査結果を把握することにより家畜衛生および食品安全に危害を及ぼす要因がないことを確認している。	①日本の場合、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」等の関係規定に基づく安全管理が行われている業者(製造・輸入・販売)から調達すれば、安全は確保されている。 ③原材料の安全性は、例えば県産品認証制度を取得している農場由来であることで証明できる。自給飼料生産を実施している場合には、本基準の認証で証明できる。
		3.2.2 飼料の保管	抗菌性飼料添加物を含む飼料とそうでない飼料は、意図しない混合を防止する対策が取られている。	
	3.3.敷料の管理	3.3.1 敷料の調達	敷料受入時は、下記項目をチェックしている。 ①敷料の外観、色および品質に異常がないこと。 ②異物等が認められないこと。 ③カビの発生が認められないこと。	
3.3.2 敷料の交換		敷料は、家畜の排せつ物等による汚染状況に応じて適宜または定期的に交換している。		
4.自給飼料生産工程の専用項目 ※自給飼料生産がない場合は、該当外	4.1.草地等の立地に関する管理	4.1.1 新規用地の確保	①草地等を新たに確保する場合には、自然保護地域に該当しないか確認している。 ②自然保護地域に該当する場合には開発規制に従って開発している	自然保護地域とは、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園、鳥獣の特別保護区、生息地等保護区、ラムサール条約登録湿地、世界自然遺産を指す。
		4.1.2 周辺の状況	草地等の周辺からの汚染物質による影響がない場所に立地している。汚染物質による影響が考えられる場合には対策を講じている。	汚染には、農薬のドリフト、重金属・有機溶剤・放射性物質等を含んだ汚染水の流入等がある。

項目	管理すべきポイント		適合基準	取組例・備考
4.2. 農薬・肥料等の管理	4.2.1	農薬の管理 ※農薬を使用していない場合は、該当外	①無登録農薬および無登録の疑いのある資材の使用を禁止している。 ②農薬使用前における防除器具の十分な点検、および使用後における十分な洗浄を行っている。 ③農薬の使用の都度、容器または表示書の内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用している。 ④農薬散布時における周辺作物への影響を回避している。 ⑤農薬は、施錠された農薬保管庫に保管されている。	④例えば、散布の方向や位置に注意したり、風の強さ、風向き等、天候や時間帯に注意している。 ⑤例えば、農薬保管庫に入りきらない大きな容器の農薬は、倉庫全体を保管庫とし、出入りの都度、当該保管庫を施錠する必要がある。
	4.2.2	肥料等の管理	①肥料等に含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことを確認している。 ②普通肥料以外の肥料等は、原材料(採取地等の由来を含む)、製造工程または検査結果を把握することにより、飼料に危害を及ぼす要因がないことを確認している。 ③たい肥は、適切な発酵温度の確保等により病原微生物対策や雑草種子等の殺滅対策を実施している。 ④発熱・発火・爆発の恐れがある肥料(硝酸アンモニウム、硝酸カリ、硝酸カルシウム、硫黄粉末、生石灰)を保管している場合は、肥料の販売店・メーカーに保管方法を確認し、その指導に従って保管している。	肥料等には土壌改良材、土壌活性化材、植物活性化材、葉面散布剤、堆肥、敷料(稲わら、刈り草、樹木の皮等の資材)およびその他肥料登録のない資材(肥料効果を目的とした資材、植物活性化剤・忌避剤等)を含む。 ①放射性物質の確認が必要な肥料は、日本の場合、農林水産省より通知が出ているため、例えば販売業者やメーカーに確認して検査記録を入手する。 ②日本の場合、普通肥料が行政による公定規格に合格した肥料となる。普通肥料以外の肥料等については、当該肥料中の重金属類、化学物質、微生物等が飼料を介して家畜に危害を及ぼす可能性がある。 ③例えば、数日間70℃の発酵を続けている。
4.3. 環境保全を主とする取組	4.3.1	農薬による環境負荷の低減対策 ※農薬を使用していない場合は、該当外	①農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調整している。 ②病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境を作っている。 ③発生予察情報の利用等により疾病・病害虫の発生状況を把握した上での防疫・防除を実施している。 ④農薬と他の防除手段を組み合わせた防疫・防除を実施している。 ⑤農薬散布時における周辺住民等への影響を回避している。	④例えば、病害虫に強い品種選定や太陽熱消毒を行っている。 ⑤例えば、散布の方向や位置に注意したり、風の強さ、風向き等、天候や時間帯に注意している。
	4.3.2	肥料等による環境負荷の低減対策	①土壌診断の結果を踏まえた肥料・たい肥の適正な施用や、都道府県の施肥基準や農協の栽培歴等に即した施肥を実施している。 ②家畜排せつ物の施用に際し、たい肥化等の適正な処理を実施している。	②例えば、数日間70℃の発酵温度を維持している。
	4.4. 飼料生産工程の情報管理	4.4.1	情報の記録・保管	①農薬使用および施肥に関する内容を記録し、保存している。 ②農薬、肥料等の購入伝票等を保存している。